

平成28年(ワ)第129号 損害賠償請求事件

原告 山下正寿 外44名

被告 国

原告ら第14準備書面

高知地方裁判所民事部合1係 御中

平成30年1月30日

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

同 弁護士 南 拓人

第1. ビキニ事件の出発点

ビキニ事件が今日に至るも未解決のままであるという異常な事態に陥ったその出発点は、日米両政府が1955年1月4日に結んだ日米交換文書、いわゆる日米政治決着である。

その内容は、アメリカのビキニ海域における一連の水爆実験による日本のすべての被害弁償については、アメリカの法律上の責任は問わず、200万ドルの見舞金の支払いですべて解決済みとする。従って、以後どのような損害が発覚してもアメリカは一切補償せず、日本はその損害賠償請求権を放棄する、というものであった。

この事実は、被告もおおむね認めており、甲第1号証、9号証、64号証等により十分立証済みである。

この政治決着の意味するところは何か。それは、米ソの核開発競争の中でアメリカを優位に立たせ、今後のアメリカの核実験の継続を保障するため、見舞金の支払いで日本のすべての損害賠償は終わったものとするのである。その背景は甲第64号証で立証済みである。

当時この問題に関与した米エネルギー省の元上級政策顧問ロバート・アルバレス氏は、「米ソの核開発競争で、米国は優位に立ちたいと考え、核開発の邪魔になるものはすべて取り除かれました。この日本人漁船員の被ばくも同じく隠してしまっただけです」と述べている。

また、この甲64号証の番組編集者は、「水爆実験の周辺には、日本の多数の漁船が操業していました。しかし日本政府は、第五福竜丸以外の漁船員が被ばくしたことは認めませんでした。翌年アメリカから200万ドルの見舞金を受け取ることで、この問題を終わらせたのです」と指摘している。

また当時この問題に関与した元厚生省審議官蔵田直躬氏は、「第五福竜丸以外にも被ばく者はいたと感じていたが、検査は途中で打ち切られた。

歯がゆい。もっと自己反省しなければいかん」とも述べている。

この甲64号証は、NHKが特集番組として全国放映したもので、極めて客観的で高い信憑性のあるものであり、しかも前記登場人物が肉声で当時を振り返り、自戒の念を込めて述懐しているものであって、いわば当事者が自白しているに等しく、不動の証拠価値を持っている。

このような巨大な背景の下で、原告らマグロ漁船員の被ばくの実態は故意に隠され、政府の思惑によって被災船員らは犠牲になったのである。

第2. 国の基本方針

以上のとおり、この政治決着は、日米両政府の最高レベルで決定され、合意されたものであるから、以後の日本のビキニ事件に関する行為や施策を縛り続けたことは当然である。その事例を紹介する。

- ① 政治決着と相前後して、1954年12月末を持って被災調査そのものを打ち切り(甲33)。
- ② 被災者の健康追跡調査、被災者支援策も全くせず放置。
- ③ せっかく行った俊こつ丸調査の貴重な資料も、被ばくの実態や被災者支援のために全く活用せず葬った。
- ④ 政府は、国民への情報提供全般にわたって、ビキニ事件を第五福竜丸事件に矮小化し、国民は第五福竜丸事件の沈静化と共にビキニ事件は終わったものと思っていた。
- ⑤ 1985年に始まった高知県幡多地域における高校生と教師による徹底した漁船員聞き取り調査の結果、ビキニ事件は終わっていないことが判明。その活動が全国的に高く評価され、映画化される中で、教科書に掲載されようとした際、文部省の教科書検定で中止となった(甲81)。
- ⑥ 1986年3月、国会での山原健二郎議員の質問に対し、政府は、ビキニ資料は残っていないし、新たに調査することも困難等と答弁し、提出を拒否(甲7)。
- ⑦ 2004年の高知県議会における塚地議員の質問に基づき、高知県が国にビキニ関係資料の提出要請を行ったことに対し、政府は、1955年の日米交換文書によりすべて解決済みと回答(甲13)。

ところが、ビキニ被災資料は大量に存在した。当時日本政府がアメリカに渡していた被災資料がアメリカの公文書館で発見され、日本政府も開示せざるを得なくなった。

この開示が、政府の自主的開示であればまだしも、隠し切れなくなつての開示であるから、依然として政治決着の影響が歴然と現れている(甲27, 45, 46)。

政府はビキニ関係資料の開示に追い込まれると、急遽研究班なるものを立ち上げ、被ばく者からは一人も聞き取りを行うことなく、都合の良い資料だけを集めて机上の作文をつくり、健康に影響するような被ばくはなかったと弁明している。

これだけ徹頭徹尾被ばく資料を隠し続けた張本人が、被ばくの影響はないと言い張る姿はみっともないと言わざるを得ない。

第3. 被告の行為は典型的な継続的不法行為

以上のとおり、政府は前記日米政治決着以来、その路線に忠実に従い、今日に至るも、ビキニ事件は第五福竜丸事件で終わったものとし、被災調査を打ち切り、被災資料を隠し続け、被災者に何の援助もしないという対応を一貫して継続してきたものであり、この一連の行為は継続的不法行為の典型である。

第4. 以上を裏付ける証拠は十分

原告らは、以上の事実を立証するため、甲1～85号証まで提出している。これらの証拠は、原告山下正寿の32年間に及ぶ調査と経験に裏付けられた資料、ビキニ被災の事実を全くの無償で、科学者の良心と責任との考えの下に長期に渡って献身的に努力された科学者、医師等の研究、分析の結晶、マスコミ関係者の、ビキニ事件は終わっていないという鋭い洞察力と報道機関の使命感に燃えた努力の結晶が詰まった証拠等である。

原告らは、これらの証拠で十分な立証が出来ていると考えている。

裁判所におかれては、これらの証拠の重みを受け止め、原告本人尋問の生々しい被災の事実と体験を洞察され、国民が納得できる判断を示していただけるよう期待して、最終弁論とする。

以上